

平成27年度 入札制度の一部改正について

① 下限価格の見直しについて

『橋本市制限内変動型最低制限価格設定事務取扱要綱』

第2条（用語の定義）

（1）下限価格とは最低制限価格を算定するために設定する価格であり、予定価格に別に定める割合を乗じて得た額とする。

<現 行>

予定価格×82%



<改正後>

予定価格×85%

・平成27年6月入札分から適用

<改正理由>

現行の82%の率は、平成25年6月より適用しているが、地域建設業を巡る厳しい状況が長く続いていること、また市内業者の育成、県あるいは他市の工事発注状況を踏まえ、橋本市の変動型最低制限価格の引き上げを行う。

については、変動型最低制限価格の算出根拠となる下限価格の設定率を、「予定価格×82%」から「予定価格×85%」に引き上げる。

② 前払金の見直しについて

『橋本市契約事務規則』

『橋本市公共工事の前払金事務取扱要綱』

『橋本市公共工事の中間前払金事務取扱要綱』



『橋本市公共工事の前金払事務取扱要綱』

契約金額が300万円以上の工事等に係る契約者に対して、前払金は契約金額の4割を超えない範囲内、中間前払金は2割を超えない範囲内とし合わせて5000万円→**1億5000万円**を限度とする。

<現 行>

上限
5000万円



<改正後>

上限
1億5000万円

ただし、上限は前払金、中間前払金を合わせた金額。

・平成27年6月1日以降の契約から適用

③ 調査基準価格の見直しについて

『橋本市低入札価格調査実施要綱』

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、予定価格が1億5千万円以上のものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(調査基準価格)

第3条 橋本市契約事務規則(平成18年橋本市規則第71号。以下「規則」という。)第11条第2項の規定により、調査基準価格(消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。)は、予定価格(消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。)に当該予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を当該予定価格で除して得た割合を乗じて得た額とする。ただし、その割合が100分の83→**85**を超える場合にあっては100分の83→**85**、100分の70に満たない場合にあっては100分の70を当該予定価格に乗じて得た額とする。

<現 行>

- (1) 直接工事費の95%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の70%の額
- (4) 一般管理費の30%の額



<改正後>

- (1) 直接工事費の95%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の**80**%の額
- (4) 一般管理費の**55**%の額

④ 最低制限価格の見直しについて

『橋本市公共工事における最低制限価格設定事務取扱要綱』

(対象工事)

第2条 この告示の対象となる工事は、入札執行前に当該最低制限価格を公表することとした建設工事であり、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設計金額(消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。)が130万円を超える工事
- (2) その他市長が必要と認める工事

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格(消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。)は、予定価格(消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。)に当該予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を当該予定価格で除して得た割合を乗じて得た額とする。ただし、その割合が100分の90を超える場合にあっては100分の90、100分の70に満たない場合にあっては100分の70を当該予定価格に乗じて得た額とする。

<現 行>

- (1) 直接工事費の95%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の70%の額
- (4) 一般管理費の30%の額



<改正後>

- (1) 直接工事費の95%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の**80**%の額
- (4) 一般管理費の**55**%の額

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、同項の割合を100分の70から100分の90の範囲内で定めることができる。

⑤ 入札参加資格停止基準の厳格化

『橋本市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準』

(審査)

第3条 総務部管財課長は、入札参加資格者が別表第1、別表第2及び別表第3の各項に規定する措置要件(以下「措置要件」という。)に該当すると思われる事案が発生したときは、橋本市入札参加業者選定審査会(以下「審査会」という。)に付さなければならない。

(入札参加資格停止期間の特例)

第6条 略

4 市長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるとき、若しくは入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるとき、又は極めて悪質な事由が入札参加資格停止の決定後明らかとなったときは、別表各項により定めた入札参加資格停止の期間を2倍にして得た期間を入札参加資格停止の期間とすることができる。ただし、その期間は2→**3年**を限度とする。

別表第1(第2条関係) 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(契約違反) 2 本市発注工事の実施に当たり、契約に違反するなど、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされたとき。	当該認定をした日から 24月以内

別表第2(第2条関係) 不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(経営不振) 8 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、市発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 金融機関の取引再開されるなど経営状態の改善が認められるまで